

保護司として活動されるに当たって、情報セキュリティ対策をしましょう！ 情報セキュリティ対策チェックリスト

保護司は犯罪や非行をした人の個人情報扱います。

保護司活動でパソコン、スマートフォン等を使う際の基本的なルールをチェック【✓】しましょう。

- ☐ パソコンやスマートフォン、USB等に犯罪や非行をした人の**個人情報**が含まれたデータ（Word・PDFファイルや写真でとった書面の画像など）を保存しない。
- ☐ 保護司専用ホームページ「H@」を使用することなく保護観察経過報告書などの書類をパソコンで作成・保存することは**禁止**。パソコンで作成する場合は**必ず**H@を使用する。
- ☐ **メールやLINE**等で他の保護司や、担当する保護観察対象者などに連絡する際、保護観察対象者等の個人情報（保護観察経過報告書など）の送付は**禁止**。
- ☐ インターネットのサイトは、**公式サイト**であるかを確認した上でアクセスする。また、**フリーソフト**は安易にダウンロードしない。ダウンロードする場合は、公式サイトからとし、事前に安全かを検索するなどして十分に安全性を検証する。
- ☐ パソコンの不正プログラム対策ソフトウェア（**Windows Update**等）は最新化する。また、スマートフォンのOS（**iOS**等）は最新化する。
- ☐ サポートが終了したパソコンやスマートフォンのOS（**Windows 10**等）は使用不可。
- ☐ H@を使用している場合などは、離席時に画面の非表示等の設定を行うなど、**盗み見**を防止。また、**盗難や紛失**を防止するため、パソコンやスマートフォンを放置しない。
- ☐ 無料の**Wi-Fi**は不正アクセスされる可能性があることから、安易に使用しない。セキュリティが確保されたWi-Fiを使用する。
- ☐ **パスワード**は第三者が容易に推測できないよう、十分な桁数や複雑さを備えたものを設定。また、顔認証などが無い場合は自動ログイン機能をできるだけ無効にする。
- ☐ **USB**等を使用する場合、使用前にウイルススキャンを実施。また、USB等に格納するファイルはパスワードを付す。ただし、保護観察経過報告書等の犯罪や非行をした人の個人情報はそもそもUSBに保存不可。

不正アクセスの疑いや個人情報誤送付などがあれば速やかに保護観察所に相談してください